

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決 算 特 別 委 員 会 環 境 厚 生 分 科 会	会 議 場 所 第1委員会室	
		担 当 職 員 池 永	
日 時	平成28年9月26日(月曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 3 時 43 分
出席委員	◎馬場 ○平本 酒井 富谷 小川 奥村 福井 (西口議長)		
理事者 出席者	【環境市民部】 塩尻部長、吉田市民窓口・保険医療担当部長 [環境政策課] 西田課長、中村副課長 [環境クリーン推進課] 増田課長、大西計画係長 [市民課] 田中課長、柴田副課長 [保険医療課] 荻野課長、大石副課長、藤谷国保給付係長 【健康福祉部】 栗林部長、辻村子育て・障害福祉担当部長 [障害福祉課] 岸田課長、片山地域生活支援係長		
事務局	鈴木議事調査係長、池永主任		
傍聴者	市民 一名	報道関係者 一名	議員一名

会 議 の 概 要

1 開会

2 事務局日程説明

3 付託議案審査（説明～質疑）

[理事者入室] 環境市民部

(1) 第11号議案 平成27年度亀岡市一般会計決算認定（環境市民部所管分）

<環境市民部長>

(あいさつ)

<各課長>

(資料に基づき順次説明)

～ 10 : 53

[質疑]

[総務費]

<酒井委員>

P 69、住民基本台帳関係届出件数の「職権記載等」が増加している原因は。

<市民課長>

京都市が戸籍を電子化している。その分について記載事項の変更通知があり、その件についての職権記載である。

<酒井委員>

P 7 0 環境対策事務経費、トイレ部品交換及びポンプ修繕は当初予算になかった。
急に故障したということか。

<環境政策課長>

平成 2 8 年 2 月に壊れて修繕した。

<酒井委員>

P 7 1、不法投棄回収量が半分程度になっているが、ごみが減ったということか。
また、公害苦情の処理件数も減少しているが原因は。

<環境政策課長>

不法投棄の防止パトロールの徹底により、抑止力等の効果が出てきたのではないかと考えている。

<酒井委員>

効果が表れた結果、苦情の処理件数も減っているということか。

<環境政策課長>

そうである。

<酒井委員>

P 7 2、アユモドキが棲み続ける環境保全事業経費について、国庫支出金が予算より 1 7 0 万円ほど少ない。「主な経費」のうち、どれが対象事業なのか。

<環境政策課長>

「アユモドキ緊急調査業務委託料」である。文化庁の 2 分の 1 の補助事業である。

<酒井委員>

みらい戦略一括交付金を入れても少ない気がする。どういう基準で交付金を充てているのか。

<環境政策課長>

みらい戦略一括交付金は、大規模スポーツ関連事業に、概ね 2 分の 1 充当している。

<酒井委員>

それは「主な経費」のうちどの事業か。

<環境政策課長>

「動植物保全対象種調査等業務委託料」「アユモドキ等の生息環境再生整備実験のモニタリング調査業務委託料」「アユモドキ生息環境調査業務委託料」「アユモドキ水路利用等状況調査業務委託料」「アユモドキ等の生息環境再生整備実験施設整備業務委託料」である。

<酒井委員>

計算が合わないのではないか。

<環境政策課長>

概ね 2 分の 1、ということである。

<福井委員>

みどりの郷のトイレは誰が使っているのか。

<環境政策課長>

地元の人がゲートボール等をされる時に利用されている。池もあり、広く市民の方が利用されている。

<福井委員>

P 7 1、環境にやさしいまちづくり推進経費、みどりのカーテンと太陽光システム設置補助金は全部単費なのか。

<環境政策課長>

環境基金が財源である。その他は一般財源である。

<福井委員>

環境基金の他に、受けられる交付金等はないのか。

<馬場委員長>

当初は補助があったが打ち切れ、本市は自動車の補助に移行している。その経過の説明を。

<環境政策課長>

平成25年までは、一般社団法人太陽光発電協会から補助金があった。太陽光は27年11月に目標の4メガを達成したので、それに替わり、電気自動車の補助を28年1月に開始した。電気自動車については、経済産業省で次世代自動車戦略2010がまとめられ、国土交通省でもエコカー減税をしている。一般社団法人次世代自動車振興センターは電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の導入促進対策費補助金を交付しており、また府の電気自動車等の普及促進条例に基づき、28年1月から制度を実施した。しかし、インフラ整備の状況や車両価格が原因で、実質的には国内でも販売台数が伸び悩んでおり、そうした補助事業についての問い合わせや申請がない現状から、その制度も28年3月末で廃止し、今後、自然エネルギー施策を総合的に検討していきたいと考えている。

<福井委員>

太陽光は平成27年度で終わっているということか。

<環境政策課長>

その通りである。

<富谷委員>

P67、マイナンバーカードは平成28年8月末で5571件と言われたが、世論では24.3%の普及見込みと聞いた。本市では現時点で何%の普及率か。

<市民課長>

交付申請枚数に対して、実際手元に行き渡った人のパーセンテージしか持ちあわせていない。申請者に対して交付できているのは80.0%である。

<環境市民部市民窓口・保険医療担当部長>

人口に対しては、およそ8%である。

<富谷委員>

今後、コンビニ交付が始まり自動交付機がなくなる。窓口交付とコンビニ交付になっていくが、今後、取得に向けての取組みは。

<市民課長>

これまでもチラシ等で周知をはかってきたが、チラシやおしらせ、フェイスブック等、可能な限りの広報手段で、さらなる住民周知に努めていきたい。

<小川委員>

P71、環境にやさしいまちづくり推進経費。ライトダウン等いろいろな取組みをされていたと思うが、周知や実績は。

<環境政策課長>

ライトダウンキャンペーンは、平成27年度は保津川市民花火大会の日、夏至、七夕と3回実施した。一般家庭・企業等が対象で、35件の申請があった。なお、平成28年度も同じく3回実施し、93件の申請があった。

<小川委員>

平成27年度は周知が不十分だったのかもしれない。今後徹底されたい。P72、漂着ごみ対策事業経費。回収したごみの実績は。

<環境政策課長>

手元に資料がない。

<小川委員>

漂着ごみは大事なことであり、成果・実績が分かればまた教えていただきたい。

<環境市民部長>

子どもへの環境事業や啓発が主である。例えばごみを拾っているのはごみの調査が主である。唯一、半日ばかりで全員がごみ拾いをするのが保津川の日であり、約350名参加され、上流から下流まで皆でごみ拾いをした。保津川の日のごみは何袋出たかは分かるので、後ほど回答する。

<小川委員>

子どもを対象にした事業は進めてほしい。実績も回答されたい。

<奥村委員>

P70、みどりの郷広場浄化システム等維持管理業務委託料。火葬場のトイレはどういうシステムになっているのか。

<環境政策課長>

みどりの郷にあるトイレと同じような構造になっている。

<奥村委員>

火葬場のトイレも、同様の経費がかかっているということか。

<環境政策課長>

みどりの郷のトイレは、貝殻を使用した特殊なトイレである。火葬場のトイレも同じような構造になっている。なお、この業務委託料は草刈りも含んだ費用になっている。

<奥村委員>

トイレだけの管理委託料は。

<環境政策課長>

手元に資料がない。

<奥村委員>

浄化槽を入れた方が安くなるのではないか。もしくは下水につないでもよいのではないか。

<環境政策課長>

火葬場については、今のところ、現在のトイレを使用していきたい。今後、火葬場の状況を見ながら検討していきたい。

<奥村委員>

P71、不法投棄対策業務委託料の委託先は。また、道路については市のOBが維持・修繕に回っているが、今後、不法投棄パトロールは、定年を迎えた市職員の、経験を活かしたパトロールがよいと考える。単なる委託ではなく嘱託にする考えは。

<環境政策課長>

委託先は東別院町自治会、シルバー人材センター、NPO法人亀岡人権交流センターである。シルバー人材センターは、高齢者の就労機会の拡大・自立支援を目的として委託している。東別院町自治会は大阪府に通じる幹線道路を中心に、地理や土地所有者をよく知っていることや、不法投棄に対する抑止力となることを期待し委託している。NPOは対象地域が本拠地であり、本事業を実施することで地域住民に対する啓発が期待できる。また市内に、本業務に専従する人員及び車両等を備えた同様の団体がなく、シルバー人材センターよりも安価でお世話になっている。今のところ、この3団体で進めていきたいと考えている。

<富谷委員>

本市において、不法投棄場所はおよそ何カ所あるのか。

<環境市民部長>

特定の場所もあるが、突然捨てられる場所もあり、数はつかんでいない。小さいポイ捨てまで含めると何千ということになる。重点的に見ている場所にはカメラを設置したり、定期的にパトロールをしたりしている。

<富谷委員>

パトロールは本市全域を回っているということか。

<環境市民部長>

そうである。

<酒井委員>

不法投棄の随契の理由がシルバー人材センター以外は不明確である。入札にすることも考えてはどうか。

<環境政策課長>

NPOはシルバー人材センターより安価で契約できている。東別院町については、地理や土地所有者をよく知っている。また、パトロールによって不法投棄への抑止力や地元住民の意識を高めるということもある。今後の契約については未定である。

<酒井委員>

シルバー人材センターと東別院町は分かるが、シルバーより安価で契約できているというのは随意契約の理由になるのか。

<環境政策課長>

NPOは、有利な価格で契約できるということで地方自治法施行令第167条の2第1項第7号で契約している。第3号で契約をしているシルバー人材センターより安価ということである。

<馬場委員長>

第3号、第7号の説明を。

<環境政策課長>

第3号は、福祉関係施設からの提供を受ける契約ということである。シルバー人材センターは高齢者の就労機会の拡大と自立支援を図る目的で随意契約としている。NPOについては第7号の、時価に比べて有利な価格で契約できるという案件で契約している。

<酒井委員>

安価ということであれば、入札で決めればよいのではないか。

<環境政策課長>

安価という部分もあるが、市内に本業務に専従する人員及び車両等を備えた団体がないということを含めて、総合的に判断して随意契約としている。

<福井委員>

P72、アユモドキが棲み続ける環境保全事業経費。みらい戦略一括交付金が入っているが、今後、これだけ多額の経費を認めるわけにはいかない。アユモドキを守るために何が必要で、国や府に何をしてもらうべきか、環境市民部でも考えていただきたい。アユモドキを守るのは賛成だが、国が指定する天然記念物であり、何でも本市が出さなければならないことはない。ここまでしか出せないという抵抗をするだけの理屈を立ててほしい。いつまでも続けてはいられない。今後、このままの予算では賛成できない。要望である。

<環境政策課長>

指摘の通りである。今年度は、4月の座長提言を受けてから、大規模スポーツ施設関連の事業は予算執行を見合わせている。アユモドキの保全については、環境省や文化庁からも、アユモドキ保護増殖事業計画に基づき、引き続き財政的・技術的支援をいただけると聞いている。そのことも踏まえ、今後の調査については総合的に判断していきたい。

<奥村委員>

市民課の窓口対応が市民に好評である。嘱託の方も多いが、予算はどこに入っているのか。

<市民課長>

嘱託職員報酬は人事課対応である。

<馬場委員長>

不法投棄についての市民への広報は。

<環境政策課長>

おしらせ版への掲載や、日を特定したパトロールだけでなく、現場に出た折々に、気になるところをパトロールして注意喚起を図っている。またHPにも掲載し、不法投棄防止をはかっている。

<馬場委員長>

太陽光発電について、昨日、電力各社の需給バランスの発表があり、原発を動かさなくても70～90%の稼働率で十分賄えたということが分かった。電力会社は今後、再生可能エネルギーの買い取りを止めると言っているが、その対応は考えているか。

<環境政策課長>

太陽光発電については平成27年度で事業が終わっている。太陽光も含めて、今後の自然エネルギーについては検討していきたい。

<馬場委員長>

P72、アユモドキが棲み続ける環境保全事業経費。外来魚調査業務で、外来魚にどのような変化があったのか。

<環境政策課長>

主なものとしては、中山池上流で駆除活動を行い、オオクチバス、ブルーギルを含めて約800匹の外来魚を駆除した。平成27年度のアユモドキの推定個体数は、中間数値で約100匹余りとなっている。外来魚を駆除することでアユモドキの生息環境が守られ、個体群の維持が図られていくと考える。今後も外来魚駆除は続けていきたい。

[民生費]

<酒井委員>

P75、老人医療助成経費。昨年度と比べて、受給者数は同程度だが、1人当たりの給付額が下がっている理由は。

<保険医療課長>

通称「マル老」と呼んでいる。70歳以上の負担割合が1割から2割になったことに併せ、「マル老」も平成27年4月から2割負担となったことにより給付額が減っている。

[衛生費]

<酒井委員>

P 7 8、火葬場等経費。新火葬場整備基本方針調査業務委託をしてから、平成27年度は構想の調査をしないままになっており、28年度は予算も計上していない。現在の方向性は。

<環境政策課長>

審議会委員の推薦を関係団体に依頼しており、現時点では審議会が開催できていない。早急に審議会が開催できるよう、関係団体と話し合いをしていきたい。

<酒井委員>

P 7 9、浄化槽設置整備事業経費。実施内容623万8770円だが、主な経費は補助金332万円となっている。差額は何か。

<環境政策課長>

東別院町鎌倉地区の環境保全事業補助金約260万円を含んでいる。

<酒井委員>

それは何なのか。

<環境政策課長>

見立区の消毒槽の機能回復等の工事に対する補助である。

<酒井委員>

全て一般財源か。

<環境政策課長>

そうである。

<酒井委員>

何を根拠に補助したのか。

<環境政策課長>

要綱により実施している。

<酒井委員>

要綱の名称は。

<環境政策課長>

今、手元にない。

<馬場委員長>

後ほど示されたい。

<酒井委員>

補正予算でも、見立区だけをモデル地区として3年間補助するとのことであるが、理由がわからない。全部に広げていく考えは。

<環境市民部長>

補正予算の時、見立区を中心とした東別院町の浄化槽の設置に上乗せをすると説明した。その時も言ったが、今後、モデル地区での広がり具合を見て、他の地域で要望があり、検討して効果があるとなれば導入していきたい。

<酒井委員>

要望があって広がり具合を見るというのが分からない。今要望を聞いたら他の地区でも出てくるのではないか。

<馬場委員長>

見立区の排出水が、水質汚濁防止上、下流に迷惑をかけているとか、農業用水に入り込んでいて困ったことになっているとか、そういうことがあるのか。見立区になぜ力を入れているのか理由を。

<環境市民部長>

下流地域の農業用水に使われていることが大きな原因である。また、普及率が非常に少ないということで力を入れていく。浄化槽の促進地域は他にもあるので、また要望等があれば検討していく。

<酒井委員>

畑野町から要望はないのか。

<環境市民部長>

要望は聞いていない。

<酒井委員>

畑野町から要望があれば、上乘せをするのか。

<環境市民部長>

一度に全てはできないので、まずは3年間東別院町で行い、その後検討していきたい。

<酒井委員>

早く全体に普及していけばよい取組みなので、頑張ってください。

[商工費]

<酒井委員>

これまで環境事業公社に3千万円貸し付けをしていた。7款商工費、6項貸付金で、環境事業公社に4月の人件費を貸して、5月末に返してもらっていたが、今後は必要ないのか。

<環境クリーン推進課長>

公社の貸付金は平成27年度に廃止したところである。

<馬場委員長>

府と市の消費者生活センターを一本化するという方向性が出されているが、現状は。

<市民課長>

一本化すれば便利と言え便利だが、地域住民が窓口を訪れるのは市役所なので、もう少し精査し、研究していきたい。

<馬場委員長>

市の消費者生活センターはきちんとしていくということで理解しておく。

[歳入]

<小川委員>

事項別明細書P57、くみとり手数料滞納繰越について、収納率70.18%とのことだが、平成26年度より改善したのか。

<環境クリーン推進課長>

改善している。

<小川委員>

平成26年度はどれぐらいだったのか。

<環境クリーン推進課長>

資料が手元にないので後ほど回答する。

<小川委員>

他と比べたら収納率が悪いようである。引き続き収納率が上がるように要望する。

<奥村委員>

後ほど回答とは、いつの回答になるのか。

<馬場委員長>

午後の再開後に回答いただく。

<休憩 11:47～13:00>

[理事者入室] 環境市民部

<馬場委員長>

午前中の審査に関わって、説明を求める。

<環境市民部長>

午前中の審査に関する説明を行う。

<環境政策課長>

P70、環境対策事務経費、みどりの郷広場浄化システム等維持管理業務委託料9万8520円のうち、浄化槽維持管理業務は29万8千円である。

P72、漂着ごみ対策事業経費、保津川の日のごみの量は、土のう袋93袋、約300キログラム、さらにタイヤが10本、トラックバッテリー約500キログラムである。

P79、浄化槽設置整備事業経費、要綱の名称は亀岡市東別院町鎌倉地区環境保全事業補助金交付要綱である。

<環境クリーン推進課長>

歳入P57、くみとり手数料滞納繰越分について、平成26年度は841件で65.66%である。

<酒井委員>

亀岡市東別院町鎌倉地区環境保全事業補助金交付要綱はいつ策定したのか。

<環境政策課長>

平成27年度に策定した。

<酒井委員>

要望があって創設したのか。

<環境政策課長>

その通りである。

<酒井委員>

要望により補助金を創設し支出するのは問題ではないか。予算の時には説明がなかった。予算の段階では、浄化槽設置整備事業補助金として688万6千円、国・府3分の1ずつであり、一般財源は240万円程度という説明だった。しかし実際には浄化槽設置整備事業としては予算の半分しか使わず、残りは平成27年度に補助金を創設して支出し、決算でも説明しない。こういうことはよくある話なのか。

<環境政策課長>

よくあることではない。

<酒井委員>

これは特別ということか。

<環境政策課長>

過去からの要望があったので平成２７年度に改修して補助金を交付した。

<酒井委員>

予算の時に説明せず、決算でも載せないのは問題だと思わないか。

<環境市民部長>

予算の時には予定しておらず、過去からの経過で補助金を出すことになり、交付要綱を策定した。主要政策報告書には載せるべきであった。

<馬場委員長>

今後、主要施策報告書に掲載するように改善を図られたい。

<環境市民部長>

今後改善していく。

<酒井委員>

主要施策報告書に掲載するだけではなく、要望があったからといって補助金を創設するのはどうか。公益的に必要があるならルール作りをして、それから支出するようにされたい。

<環境市民部長>

指摘のとおり、今後は留意していく。

<奥村委員>

しなければならないことだとは思いますが、浄化槽設置の関係で組むべきなのか、農地の関係で組むべきなのか、誤ったのではないか。どのような改修をしたのか一度現地を見に行きたいが、行ったら改修場所はわかるか。

<環境市民部長>

場所は見えていただいたらわかる。

<酒井委員>

消毒槽の補助は何件で、どういう内容なのか。

<環境市民部長>

見立区の最下流、排水が集まるところに開発業者がつくった消毒槽があるが、業者が倒産し放置されており、石けんの泡などが流れてきている。消毒槽に薬液を入れるポンプの設置や、消毒槽の中の清掃等が工事内容である。

<酒井委員>

見立区以外に、同様の工事を必要としているところはないのか。

<環境市民部長>

今のところ、そのようなところは現認していない。

<馬場委員長>

現在苦情はないということか。

<環境市民部長>

そうである。

<馬場委員長>

午前中の補足説明を終了する。次にＰ７２、アユモドキが棲み続ける環境保全事業経費について、水路の改修や協議会の開催、実態調査について等の資料を資料請求したいが、それでよいか。

<了>

<環境市民部長>

秘匿情報の部分は消しこみとなるので了承いただきたい。

(2) 第12号議案 平成27年度亀岡市国民健康保険事業特別会計決算認定

<環境市民部長>

(あいさつ)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～13:59

[質疑]

<馬場委員長>

資料P1、歳入総額と歳出総額の差引2千万円の繰り越しは、財政調整基金に積み立てるということか。

<保険医療課長>

財政調整基金とは別である。

<馬場委員長>

国庫支出金の構成比が、前年度24.4%から20.2%に減少した主な理由は。

<保険医療課長>

共同事業交付金が大幅に増えたため、比率が減少したと考える。

<馬場委員長>

ジェネリック率ほどの程度か。

<保険医療課長>

効果額は平成25、26年度で約600万円である。

<小川委員>

P252、通信運搬費は何か。

<保険医療課長>

納付書を10回送付した発送料等である。

<小川委員>

P260、インターネットを活用した健康情報提供サービス委託料、クピオはどれだけ利用されているのか。また、委託先は。

<保険医療課長>

クピオはインターネットを活用した健康情報提供サービスである。被保険者の同意により、特定健診の受診結果をウェブサイトに掲載している。被保険者の健康リスクや改善方法を表示し、また、被保険者が日頃記録している歩数等も入力できる。その他、料理のレシピや運動メニュー等も閲覧できる。個々の健診結果に基づいた個別性の高い情報提供を行うことで、被保険者の健康意識の醸成を図り、将来の医療費の適正化にも繋がる。平成27年度のクピオ利用者は86人で、委託業者は国保連合会である。

<小川委員>

ずっと86人なのか。

<保険医療課長>

平成26年度は67人だったが、27年度に86人に増えた。

<奥村委員>

P261、人間ドックは500人分の予算だが、実績が460人で、40人が行っていない。500人を超える募集があり、その時点で断っているはずである。断っ

た方々に、再度受診を促しているのか。

<保険医療課長>

平成27年度は513人の応募があった。行かれなかった分については、追加募集はしていない。

<奥村委員>

13人には連絡していないのか。

<保険医療課長>

当初の時点で落選となるので、通知していない。

<奥村委員>

人間ドックは必要だから実施しているのであり、予算の範囲内であれば、そういう方に連絡して受診を促すことが必要だと考える。

<保険医療課長>

落選したといっても、前年度に人間ドックを受けておられる。また、特定健診は必ず受診されており、健康診断が全くないわけではない。

<奥村委員>

通知する考えがないなら、人間ドックをやめて、全て特定健診にしてはどうか。

<保険医療課長>

申し込みの段階で権利者は決まるが、自分で予約されるので、3月末にならないと、その人が権利放棄したかどうかわからない。

<奥村委員>

権利放棄した人は、次回受けられないというペナルティをつけるようにされたい。予約だけしておいて、他の人に迷惑をかけることになる。

<富谷委員>

特定健診の間診票に「指導を希望しない」と書けば、指導が必要な人も指導されないことになるのか。

<保険医療課長>

選択されたとおり、保健指導は行わないことになる。

<酒井委員>

9月に2億円、3月に6千万円の補正を行い、専決も行った。医療費の伸びが読み切れないとのことだが、専決は避けられたい。今後、必要なものはきちんと見込まれたいと考えるがどうか。

<保険医療課長>

医療費は確かに予測が難しいが、今年については、今まで1粒8万円と高額であったC型肝炎の薬価が改善されて、31.6%減額された。また、診療報酬がマイナスという状況であり、今のところ、昨年のような状況ではないと考えているが、今後の医療費は十分注視していきたい。

<酒井委員>

一般会計が苦しいため、出すべきものを特別会計に出していないのが心配である。

<奥村委員>

平成28年度は繰り入れがない。昨年度は値上げするから5千万円入れたのか。今年はそれがなく、なおかつ同じ保険料なのはどういうことか。

<保険医療課長>

昨年の5千万円の繰り入れは、大幅に保険料を上げなければならないことにより、特別に繰り入れたところである。平成28年度は前期高齢者が大幅に増加し、前期高齢者交付金が4億円増加したことにより予算が組めた状況である。

<奥村委員>

保険料の値上げに対する繰り入れという趣旨なら、平成28年度に繰り入れをしながらも平成27年度と同じ保険料というのは説明がつくのか。

<馬場委員長>

繰り入れをするなら、繰り入れし続けるべきだという趣旨である。

<奥村委員>

保険料が上がるから、下げるために一般会計から5千万円出すという趣旨である。

平成28年度はたまたま他のお金が入ってくるから繰り入れしないというのは、保険料を上げる際に説明した趣旨と変わってくるのではないか。

<保険医療課長>

国保の加入者は全市民の25%であり、市民の税金を国保運営に使うのは公平な支出の観点からは本来好ましくない。しかし平成27年度の予算編成時において、保険料の改定率が20%以上という大きな改定が必要になった。ここ数年の府下の状況では、15%を超える改定を行った市は3市あったが、20%以上の改定はなかった。そのような中、今回は特別分として5千万円の繰り入れを行ったということである。

～14：20

<休憩 14：20～14：30>

(3) 第17号議案 平成27年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計決算認定

<環境市民部長>

(あいさつ)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～14：40

[質疑]

<奥村委員>

出納閉鎖は5月末だが、現年度分が6月に入ってくると考える。平成27年度の国保の収納率は92.7%で昨年より上がっているが、例えば10月1日には95～97%くらいになっているのでは。また数字を教えてください。要望である。

[理事者退室]

～14：42

<馬場委員長>

昨日の事務事業評価の件について、事務局から説明を。

<事務局主任>

地域生活支援事業経費について、事務事業評価資料と主要施策報告書の数字が一部合わない件について、健康福祉部が報告を行いたいとのことである。

[理事者入室] 健康福祉部

(事務事業評価資料正誤表(地域生活支援事業) 配付)

<健康福祉部子育て・障害福祉担当部長>

(あいさつ)

<障害福祉課長>

先日、地域生活支援事業で指摘があった部分について、相談員の活動保険料が含まれているが、2万2500円ではなく、正しくは2万100円であった。差額分を訂正する。「嘱託職員等報酬等」の金額が、727万6294円ではなく、正しくは727万3894円になる。また、「その他」の部分が96万6191円ではなく、正しくは96万8591円となる。

<奥村委員>

P111の扶助費の合計が一致しない件はどうか。

<障害福祉課長>

主要施策報告書の記載に加えて、更正訓練費という項目が入った金額である。

<奥村委員>

地域生活支援扶助費5329万5685円と合わないのでは。

<障害福祉課長>

更生訓練費を足したら5329万5685円となる。

<奥村委員>

差し引きが更生訓練費ということか。

<障害福祉課長>

そうである。

[理事者退室]

～14:51

<馬場委員長>

討論に入る前に、事務局から討論・採決の流れについて説明を。

<事務局主任>

委員長から討論をしたいとの申し出を受けている。会議規則第118条において、「委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。」と定めている。委員長が討論される時は、委員長席を退いて委員席に着席していただき、副委員長の元で進行することになる。また、討論された議案の採決が終了するまでは委員長席に戻ることができないので、委員長が討論される議案の採決は副委員長のもとで行われ、委員長は委員として採決に参加されることになる。また、議案番号順に採決するのではなく、委員長が討論される議案を先に採決する形になり、その採決終了後、委員長が委員長席に戻られ、委員長のもとで他の議案の採決を行うことになる。つまり、まとめると、①討論の最後に平本副委員長進行のもとで馬場委員長が討論、②そのまま平本副委員長の進行で、委員長が討論される第12号議案(国民健康保険事業決算)の採決、③同じく平本副委員長進行で、委員長が討論される第16号議案(介護保険事業決算)の採決、④馬場委員長が委員長席に戻り、残りの議案を

議案番号順に採決、となる。

<福井委員>

まず馬場委員長から、この分科会に言っていた方がよいのではないか。事務局と打合せされ、会議規則でこのようにできるというのはわかるが、馬場委員長からそのようにするという宣言は公式に受けていない。馬場委員長から言ってもらわないと、委員長と事務局が話をして、合法だからそれでいくというだけになる。副委員長がそれで納得したかどうかも分からない。

<馬場委員長>

私は委員長なので、議案に対する可否の意見があっても、公正に皆の意見を聴こうと進めてきたが、介護保険と国民健康保険の関係は、どうしても可否の形で問いたいと考える。そういう態度があるにもかかわらず、例えば全員賛成でこの議案が通ったと委員長報告して、本会議で常任委員長が反対するのは、委員会主義を蹂躪するというのは言い過ぎかもしれないが、どうなのかと考え、事務局に申し出たという経過である。従って、皆に了解いただけるのであれば、そのような取扱いで進めたいと考えるがどうか。

<福井委員>

それを言ってもらったほうがよいと考えた。

<馬場委員長>

それでは、そのような形で進める。

<酒井委員>

委員間討議を希望する。浄化槽設置整備事業経費の東別院町鎌倉地区環境保全事業補助金交付要綱だが、予算で計上せずに補助金を創設して支出するのはどうなのか。また、老人福祉センター管理経費等で、半分くらいは駐車場の整備等、他のことに使っており、しかも聞かないと説明しないのはどうか。使い方も疑問である。皆の考えを聞きたい。

<福井委員>

質疑で内容が分かったのでよいが、決算書類として不備であり、気を付けてもらわないといけない。また、見立区の消毒槽の案件は、答弁を用意していて当たり前である。見立区の浄化槽は、下流に流れこむ地形も知っているので一定理解はするが、決算のしかたとしては具合が悪い。

<奥村委員>

浄化槽の予算が残り、それを使ってしようということになり、補助金を出すなら要綱を作らないといけないということで、補正もせずされたのではないかと推測する。何らかの方法で改修が必要な案件だと思うが、単に、残っている予算でやってしまうのはよくないと思う。

<馬場委員長>

最初に問題意識を持っていれば、現場に行けるような決算審査もあったかもしれない。要綱まで含めて分かったのは、良い意味での緊張関係ができたと考える。

<酒井委員>

数字が合わないところは他にもあるが、いちいち聞いていられない。たまたま聞いたところでこういうことがあると、他にも何かあるのではないかと考える。老人福祉センター管理経費についても、自治会連合会も使っている建物の駐車場整備とはどこにも書いていない。そういう使い方も問題であるし、書いていないところに問題が潜んでいるのであれば、信用できなくなってしまう。

<奥村委員>

主要施策報告書になってから主要なものしか載せない。必ず決算書と対比しているが、先ほどの障害福祉のようにミスがある。また、予算の半分くらいしか載っていない事業は問題があると思う。

<酒井委員>

単なるミスではなく、大事なことを書かないのはどうか。そこをしっかりとしてほしい。

<奥村委員>

全部読んで説明する必要はないが、合計額とできるだけ近い数字にし、事業費はすべて書くべきだと考える。

<馬場委員長>

決算はそれぞれの事業をきちんと評価し、その事業が次年度にどうつながるか見ていかないといけない。主要施策報告書はそういう観点からまとめ、事項別明細書の引き写しではなく、大きなところでの予算がどうなったか、よくわかるようにしていただきたい。

<福井委員>

浄化槽の件は、わざと隠そうとはしていないと思う。わざと隠すなら、完璧に答弁を用意しているはずである。要綱も用意していなかった。

<富谷委員>

逆に、300万円ほどのことを書くか書かないか迷ったのでは。書けなかった理由があるのではないか。

<小川委員>

全部疑うと難しい。今後、主要施策報告書は、きちんと皆が見て納得できるような形で報告されたい。

<酒井委員>

きちんと抗議しないと、どうせ見ていない、書かなくてもよいと思われているかもしれない。議会全体として、この資料のあり方を言っていかなければならない。

<馬場委員長>

資料が事前に配付された時に、委員から意見を聞いて、本番の説明までに自主研究するのもよいかもしれない。

<奥村委員>

老人福祉センターも消毒槽も、事業が実際、その費目に合っているのか。別の事業の経費としてあげるべきではないか。数百万円もかかることなので、事前にきちんと項目を作って支出するよう指導すべきだと思う。

<馬場委員長>

私は産業建設に長くいたが、地域下水道、公共下水道と、手法がそれぞれ違う。環境厚生では合併浄化槽という形だが、本当にその手法がいいのか、根本的な検討が必要だと考える。他に委員間討議はあるか。

<奥村委員>

不法投棄パトロールの関係で、シルバー人材センター、NPO、東別院町自治会に委託しているが、他の団体で希望があれば、亀岡市域は広いので分担してもよいと思うがどうか。

<酒井委員>

随契をやめて入札にした方が競争原理が働いてよいのではないか。

<奥村委員>

パトロールを含めて嘱託職員をおいてはどうか。不法投棄物の回収は作業員でもで

きるが、火を燃やしているところへの指導や、ごみの中身の調査は作業員だけではできない。経験があるのは大事であり、随契でも十分だと思うが、新しいところにも入っていただき育てていかねばならない。

<馬場委員長>

現実には、不法投棄された後の事後処理になっている。そういう点でいえば、各町の実態に合わせて随契でよいと思うが、それ以前に、産廃機動班等の公的な機関がレスポンスよく動く必要がある。特に土木事務所が園部に移って以降、言ってもなかなか来なくなった。そこと、地域の実態を知っているところとの日常的なレスポンスができるようにしないと、被害を受けるのは地域住民である。

<奥村委員>

産業廃棄物の不法投棄は罰則が大変厳しくなっており、市内で産廃を捨てているところはないと思う。ただ、保津のきれいな愛宕林道でも、ごみの不法投棄があり、普段は入れないようになってしまった。

～ 15 : 20

4 討論～分科会採決

<馬場委員長>

一括で討論願う。討論はあるか。

<小川委員>

第11号議案、一般会計決算認定に賛成。適正に執行されていると認められる。ただ、アユモドキの環境保全については、重要性は認められるが、本市がどこまで負担していくのか、本市の負担を精査されたい。

<酒井委員>

第12号議案、国民健康保険事業特別会計決算に賛成だが、高額な医療・高度な医療により、補正や専決にならないように、きちんと見込まれたい。

第22号議案、病院事業会計決算に賛成。特別損失を5千万円出して、それ以外にも大きくマイナスが出て過去最大の赤字というが、繰り入れが普段よりかなり少なかった部分がある。総務省の通知の繰り出しの基準に合えば何でも繰り出してよいわけではなく、しっかりと内容を見てほしいと今までから言っていたが、今度は逆に極端に減らし、赤字が出て資金繰りが苦しくなっている。政策医療に必要な経費がどこまでなのかを明らかにして運営されたい。

<馬場委員長>

では、この際、第12号議案及び第16号議案について委員として討論したいので、暫時、副委員長と交代する。

[馬場委員長、委員席へ。平本副委員長、委員長席へ]

<平本副委員長>

それでは、暫時、委員長の職務を行う。引き続き討論を行う。

<馬場委員>

第12号議案、国民健康保険事業特別会計決算、第16号議案、介護保険事業特別会計決算に反対。国保は平成27年度、20%以上の大幅な値上げとなったが、年収200万円以下の人が7～8割という構成の中での大幅な値上げは問題であ

った。予算の時にも言ったが、国が責任を果たさなくなっている。国庫支出金の構成比率がどんどん下がり、京都府の独自支援も減らされている。そういう点で低所得者に厳しい制度となっている。5千万円を繰り入れたが、平成27年度で終わってしまうということを含め、国保会計はもっと力強くやるべきではないかという意味で反対である。

介護保険も同様に大幅な値上げになった。しかも莫大なお金が残っている。介護保険制度の趣旨に則って、実態に合わせてしっかりとした払える保険料にすべきである。保険あって介護なしという実態を作らないような施策が望まれる。

<平本副委員長>

ただいまから、順次採決を行う。採決は議案番号順ではなく、先に第12号議案、第16号議案について行う。

[採決]

第12号議案（国保） 挙手 多数 認定（反対：馬場）

第16号議案（介護保険） 挙手 多数 認定（反対：馬場）

<平本副委員長>

馬場委員が討論された議案の採決が終わったので、委員長席を交代する。

[馬場委員長、委員長席へ。平本副委員長、副委員長席へ]

<馬場委員長>

引き続き採決を行う。

[採決]

第11号議案（一般会計） 挙手 全員 認定

第14号議案（休日診療） 挙手 全員 認定

第17号議案（後期高齢） 挙手 全員 認定

第22号議案（病院） 挙手 全員 認定

[指摘要望事項]

<馬場委員長>

分科会委員長報告の作成にあたり、特に意見等があれば伺う。なお、委員長報告は、本分科会の審査経過を全体会に報告するものであり、指摘要望事項に関しては、決算全体会においてその取り扱いを協議されることとなる。それを踏まえた上で、当分科会として特に全体会に報告すべき事項があれば意見を。なお、事務事業評価の結果については、委員長報告とは別に、評価結果一覧としてまとめ、全体会に提出する。

<小川委員>

アユモドキが棲み続ける環境保全事業経費について、本市の負担の精査をされたい。

<馬場委員長>

国の天然記念物としてのアユモドキの環境保全事業について、国や府の責任をさ

らに明確にされたい、くらいの文言でどうか。

<了>

<馬場委員長>

文言は正副委員長で調整する。

<福井委員>

さらに、決算に関しては正確な情報を提供せよ、と入れてはどうか。

<馬場委員長>

決算に関して正確かつ詳細な情報を提供されたい、でどうか。

<酒井委員>

予算にも計上していないのに年度中に勝手に補助金を作り、要綱も公表しないのはどうなのか。

<奥村委員>

当初予算にない施策をする時は、各常任委員会に報告してから行うようにということか。

<馬場委員長>

当初予算にない事業を行う時は、補正対応等正確な報告を行うこと、でどうか。

<酒井委員>

款と項だけ議決しているが、その下の話であっても、説明していない事業を行ったり補助金を支出したりする時は説明が必要であり、決算にも書いていただかないと審査できない。しっかりと説明できるような運営に努めていただきたい。

<馬場委員長>

当初予算にない事業を行う時は、補正対応等の説明および決算報告を行われたい、でどうか。

<事務局主任>

確認だが、補正予算にない事業をする時は、事業をする前に報告し、決算でも報告ということか。それとも、事業は決算できちんと報告ということか。

<酒井委員>

補正までは必要のないこともある。予算の範囲内であれば事前に了解を求める必要はないが、補正が必要なかったとしても、決算の時には説明が必要である。補正がないものは決算で説明し、補正すべきものは補正していただきたい。

<馬場委員長>

決算全体会の環境厚生分科会委員長報告、事務事業評価結果のまとめは、審査内容を踏まえて調整するので正副委員長に一任願う。次回は明日、9月27日の午前10時から開催し、委員長報告の確認を行う。

散会 ～15:43